

## 坂井市下水道施設監視システム等整備事業 公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問事項	回答
1	4. 参加事業者の資格要件(2)の本業務の履行に必要な技術者は、1級または2級電気通信工事施工管理技士を有していればよいでしょうか。また、その技術者は、クラウド型監視システム整備事業実績も必要でしょうか。	1級または2級電気通信工事施工管理技士でも可です。また、その技術者は、クラウド型監視システム整備事業実績がなくても可です。事業者として実績があることが条件です。
2	企画提案書受付期限1週間前の4月21日までに現地調査させて頂くことは可能でしょうか。	現地調査可能です。現地調査される前に坂井市上下水道課へお電話でご連絡いただきますようお願いいたします。
3	雨水施設の箇所数及び、施設名をご教示願います。 また、各雨水施設の監視カメラ設置予定数及び設置場所、設置条件についてもご教示願います。	雨水施設の数:1箇所 施設名称:深田調整池 監視カメラ設置予定数:1箇所 監視カメラ設置場所:深田排水地から排水させる箇所を映し出せる場所 監視カメラ設置条件:こちらから指定する条件はありません。
4	マンホールポンプ場の作業を含めた、機器設置作業は平日日中帯AM9:00-17:00想定で問題ないでしょうか。	機器設置作業については、原則として平日日中帯(9:00~17:00)での実施を想定して差し支えありません。ただし、マンホールポンプ場は稼働中の下水道施設であることから、施設の運転状況や周辺環境への影響を考慮し、作業内容によっては本市との事前協議を要する場合があります。また、やむを得ず時間外作業や休日作業が必要となる場合については、事前に作業内容・理由を明確にしたうえで本市と協議し、承認を得たうえで実施するものとします。
5	動画配信または、静止画いずれの運用が条件になるのでしょうか。	坂井市ホームページにおけるマンホールポンプ場の異常故障情報および雨水施設の監視カメラ映像の公開については、特定の表示方式(動画配信又は静止画)を条件として指定するものではありません。本業務においては、市民が当該時点での施設状況や異常の有無を把握できることを目的としており、その目的を達成できるものであれば、動画配信、静止画表示のいずれの方式による運用も可とします。
6	公開サーバーの画像は、何分間隔の更新をお考えでしょうか。なお、警報は即時公開サーバーへ更新するという認識で宜しいでしょうか。	公開サーバーに表示する画像の更新間隔については、本業務において一律に固定した更新間隔を指定するものではありません。市民が施設の状況を把握するという本来の目的、通信負荷、システム構成等を考慮したうえで、概ね数分~十数分程度の間隔で適切に更新されることを想定しており、具体的な更新間隔については事業者の提案に委ねるものとします。一方で、マンホールポンプ場における異常や警報が発生した場合については、当該情報が可能な限り速やかに公開サーバーへ反映される運用が望ましいと考えております。そのため、警報発生時には、画像の更新間隔とは別に、異常情報が即時又はそれに準じたタイミングで市ホームページ上に反映される仕組みについて提案することを妨げるものではありません。
7	撤去品の対象物をご教示願います。	本業務における撤去品の対象は、本市が指定する対象施設において、今回新たに導入するクラウド型監視システム及び監視カメラシステムの設置に伴い、不要となる既設の監視・通報関連機器とします。主な対象としては、以下のような既設機器を想定しています。 ・既設の通報装置 ・既設の監視装置、表示装置 ・これらに付随する通信機器、配線、アンテナ類 なお、具体的な撤去対象物及び撤去範囲については、事前の現地調査結果を踏まえ、本市との協議により確定するものとします。 また、撤去にあたっては、既設ポンプ設備、制御盤本体、電源設備等の本業務に直接関係しない設備を撤去対象とするものではありません。 撤去した機器については、関係法令を遵守のうえ、適切に処分することとします。
8	LTEの電波が入らない施設は何箇所ありますでしょうか？電波が入らない施設があればご教示願います。	電波が入らない施設はございません。

## 坂井市下水道施設監視システム等整備事業 公募型ﾌﾟﾛｯｸﾞｰﾗﾙ 質問回答書

No.	質問事項	回答
9	監視対象施設が計測値、水位、ポンプの運転・停止状態、故障の接点がとれるリレー盤設備になっている認識で宜しいでしょうか。 特定業者しか施工または改造できない仕様にはなっていない認識で宜しいでしょうか。	監視対象となる各施設については、計測値(水位等)、ポンプの運転・停止状態、故障信号等を取得可能なリレー盤又はこれに準ずる制御盤設備を有していることを基本的な前提としています。 ただし、各施設の設置時期や構成により、取得可能な信号の種類や点数には差異があることから、すべての施設において同一の信号構成であることを保証するものではありません。 また、本業務は、特定のメーカー又は特定業者でなければ施工・改造できない仕様を前提としたものではなく、一般的な電気設備工事及び制御信号の取り扱いが可能な事業者であれば対応可能な設備構成となっているとの認識です。 具体的な信号の取得方法や盤内改修の範囲については、事前の現地調査結果を踏まえ、本市との協議により確定するものとします。
10	数値で確認が必要な計測値について、水位以外に想定される計測値はあるのでしょうか。また、何項目ぐらいの入力接点及び条件を用意する必要があるでしょうか。	数値で確認が必要な計測値としては、水位を基本としますが、運転状況や異常把握の精度向上の観点から、ポンプ運転時間、電流値、バッテリー電圧等の数値項目が想定されます。 ただし、本業務においては水位を必須の計測項目とし、それ以外の数値項目については各施設の既設機器構成や取得可能な条件に応じて活用できるものとします。新たなセンサの設置を必須とするものではありません。 入力接点(I/O)の点数については、本市全施設で一律に固定することは想定しておらず、各施設の監視に必要な項目を満たすことを要件とします。一般的には、数値入力として2～4点程度、状態監視用のデジタル入力として8～16点程度を想定しますが、施設構成に応じた柔軟な設計を可とします。
11	異常の有無についても何項目ぐらい接点を用意する必要があるでしょうか。	異常の有無を把握するための入力接点については、ポンプ故障、漏電、異常水位、盤内浸水、停電、通信異常等の代表的な異常項目が想定されます。 ただし、本業務においては異常項目および接点数を一律に固定することは想定しておらず、各施設のポンプ構成や既設制御盤の信号仕様に応じて、異常を把握するために必要な項目を満たすことを要件とします。 一般的な目安としては、異常監視用のデジタル入力として8～16点程度が想定されますが、施設構成に応じた柔軟な設計を可とします。また、新たな異常検知用センサや接点の設置を必須とするものではありません。
12	現在全てのマンホールポンプ場に既設の通報装置が設置されているのでしょうか。 設置されている場合、既設の通報装置及び監視端末の寸法もしくは有効スペースはどれぐらいでしょうか。 通報装置が設置されていない施設がある場合、設置スペースが全く無い施設があるのでしょうか。	今回設置予定のマンホールポンプ場全てに通報装置が設置されています。 既設の通報装置及び監視端末の寸法は現地調査にてご確認ください。制御盤の中はだいたい同じ構成となっています。
13	マンホールポンプ場は既設信号線を利用するものとして、新たな信号だしの工事は含まれない認識で宜しいでしょうか。 新たな監視項目の追加依頼があった場合、協議の上、追加工事の認識で宜しいでしょうか。	マンホールポンプ場は既設信号線を利用するものとし、新たな信号だしの工事は含まれません。
14	端末の動作環境だけで、閲覧用の端末(PC等)の工事内での用意は想定されていますでしょうか。	端末の動作確認は職員が所持しているスマートフォン等の携帯機器、坂井市役所上下水道課にあるノートパソコンを想定しています。 新たに閲覧用の端末(PC等)の用意は想定していません。
15	雨水施設監視カメラ 監視カメラは固定カメラを想定されていますでしょうか。 または、パンチルトズームの機能が付いた監視カメラが必要でしょうか。 カメラ画像は過去の情報を保持する必要はございますか。必要な場合は必要な保存期間をご教授願います。	雨水施設に設置する監視カメラについては、豪雨時等における雨水施設の排水状況および水位状況を把握することを主目的としており、特定のカメラ方式(固定カメラ又はパン・チルト・ズーム機能付きカメラ)を指定するものではありません。 そのため、固定カメラ、パン・チルト・ズーム機能を有するカメラのいずれについても、本市の業務目的を達成できるものであれば提案可とし、設置環境や運用方法を踏まえた適切な方式については事業者の提案に委ねます。 また、カメラ映像については、防犯用途や証拠保全を目的としたものではなく、現時点での状況把握を主目的としているため、過去の映像データの長期間保存を必須とはしていません。 ただし、通信断時等の対応や運用上の利便性を考慮した短期間の一時保存や簡易的な録画については、有効な提案である場合には妨げるものではありません。
16	雨水施設監視カメラ 雨水監視施設の貯水水位を直接監視する想定でしょうか。その際、量水板等がございましたでしょうか。 それとも、雨水の水位が確認できる設備が設置されており、その表示数値を監視する想定でしょうか。	雨水施設の監視カメラは雨水施設から排水される排水量を監視するものです。 水位が確認できる設備は設置されておりません。目視確認できることを想定しています。

## 坂井市下水道施設監視システム等整備事業 公募型P<sup>o</sup>W<sup>e</sup>R-ガ<sup>r</sup>ル 質問回答書

No.	質問事項	回答
17	耐震補強の調査や対策が必要な施設が含まれる場合は、別途協議対象となりますでしょうか。	含まれる場合は、別途協議させていただきます。
18	石綿含有の調査や対策が必要な施設が含まれる場合は、別途協議対象となりますでしょうか。	含まれる場合は、別途協議させていただきます。
19	雨水施設、設置想定場所の図面がありましたらご提示願います。	現地の写真を提示します。
20	坂井市様ライン公式アカウントとの連携について、ライン連携に伴う役務(連携費用)は本事業に含まれるのでしょうか。	坂井市LINE公式アカウントとの連携については、本業務における監視システム及び通報機能と連携させるために必要となるシステム側の設定・開発・調整作業は、本事業の業務範囲に含まれるものとします。 通報機能としてテキストメールを送信できれば坂井市LINE公式アカウントに登録し連携できます。
21	ランニングコストとして、クラウド利用料、バッテリーなどの消耗品について、初期費用と10年程度のランニングコストなど、総事業費を明示させて頂く必要があると認識しますが如何でしょうか。	本業務においては、監視システム及び監視カメラシステムを長期間安定して運用することを目的としていることから、クラウド利用料、通信利用料、バッテリー等の消耗品に係るランニングコストを含めた費用の考え方について示されることが望ましいと考えています。 ただし、企画提案書において10年分のランニングコストを積算・見積として必須提出させるものではありません。 企画提案書において、提案書の中に ・1台当たりの月額通信利用料。(通信利用料金にはサーバ保守費用、故障時の確認費用を含むこと。) ・残りのマンホールポンプ場(100箇所)の監視システム整備費用。 が分かるように記載するものとし、本業務の事業費は参考見積書にて記載するものとします。
22	監視システムおよび監視装置の保守について、工事完了引き渡し後は別途契約をする形となりますでしょうか。その際の契約は、何年契約になりますでしょうか。	監視装置の保守点検の契約をする予定はありません。
23	プレゼンテーションの内容は記載事項に相違がなければ、技術提案書と違うフォーマットで準備させて頂いても宜しいでしょうか。	プレゼンテーション資料については、実施要領に示す記載事項及び技術提案書の内容と齟齬がなければ、技術提案書とは異なるフォーマットで作成して差し支えありません。 なお、プレゼンテーションは技術提案書の内容を補足・説明することを目的とするものであり、技術提案書に記載のない新たな提案内容や評価に影響を与える事項を、プレゼンテーションのみで追加することは不可とします。 評価にあたっては、提出された技術提案書の内容を基本とし、プレゼンテーションはその理解を深めるための説明資料として位置付けるものとします。
24	任意様式として10枚以内とありますが、裏表両面利用し20ページの資料としても宜しいでしょうか。	技術提案書は「任意様式・10枚以内」としていますが、両面使用の場合は、10枚(最大20ページ相当)までの提出を可とします。 A4判用紙を基本としますが、図面や図解等で小さく見づらい場合はA3判用紙を織り込んで提出することも可とします。 なお、ページ数を増やすこと自体を評価するものではなく、限られた枚数の中で、必要事項が分かりやすく簡潔に整理されていることを想定しています。
25	10選定方法(1)審査項目と配点に会社概要と業務実績がありますが、会社概要は提案書の提出枚数に含まれるのでしょうか。それとも参加申込書提出時の事業者概要書【様式2号】で審査するため提案書に記載はしなくてもよろしいでしょうか。業務実績は8(1)企画提案書の提出時の同種業務実績書【様式4号】により審査すると記載がありますが、参加申込書提出時の同種業務実績書【様式3号】のことでしょうか。また、業務実績は提案書の提出枚数に含まれないことでよろしいでしょうか。	「会社概要」及び「業務実績」については、企画提案書(任意様式)の提出枚数には含めないものとします。 会社概要については、参加申込書提出時に提出する事業者概要書【様式第2号】の内容をもって審査するものとし、企画提案書に重複して記載する必要はありません。 また、業務実績については、参加申込書提出時に提出する同種業務実績書【様式第3号】の内容をもって審査・採点を行うものとします。 なお、実施要領8(1)に記載している同種業務実績書【様式第4号】については、【様式第3号】の誤りです。 これらの審査対象となる事業者概要書【様式第2号】及び同種業務実績書【様式第3号】については、本市において印刷のうえ、審査員へ配布する予定としています。 ただし、プレゼンテーションにおいて説明が滞ることのないよう、必要に応じて企画提案書内で概要的に触れる、又は口頭説明等により補足するなど、円滑な説明が行えるよう配慮してください。

## 坂井市下水道施設監視システム等整備事業 公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問事項	回答
26	<p>IDごとに監視できるマンホールポンプ場を選択させる貴市の運用目的についてお尋ねします。下記(1)(2)いずれかが該当するのではないかと推測しますが、この点についてのお考えをご教示ください。</p> <p>(1)マンホールポンプ場ごとに管理者が分かれていますのでその方々が受け持つ施設だけが監視(閲覧)できればよい。                      (2)故障発生時に通報発報するあて先を区別したい。                      (3)その他事由</p>	<p>IDごとに監視可能なマンホールポンプ場を選択する運用については、主に(2)の通報運用を円滑に行うことを目的とするものであり、併せて(1)の運用も想定したものととなります。</p> <p>具体的には、故障や異常が発生した際に、市役所職員や当該施設を担当する関係者に対して、適切かつ迅速に通報を行うことを目的とし、監視・通報対象施設をIDごとに設定できる仕組みを想定しています。</p> <p>また、IDごとの監視対象施設の設定については、閲覧権限を厳格に制限することを主目的としたものではなく、運用上の利便性や業務分担を考慮したものです。そのため、必要に応じて柔軟に対応できる仕組みを想定しています。</p> <p>以上のことから、本市としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報先の区分管理</li> <li>・担当者ごとの閲覧・確認の利便性向上</li> <li>・事故・操作ミス防止</li> </ul> <p>といった観点を踏まえた柔軟なID・権限管理が可能な仕組みを求めるものであり、詳細な運用方法については、提案内容を踏まえて協議のうえ決定するものとします。</p>
27	<p>雨水施設に設置する監視カメラについてお尋ねします。</p> <p>質問2-1&gt;雨水施設の個所数や所在地、施設名称をご教示ください。                      質問2-2&gt;カメラは被写体を固定した定点のみを撮影されますか。                      又は必要な時に遠隔操作可能なものを要望されますか。</p>	<p>質問2-1                      雨水施設の個数: 1か所                      所在地: 坂井市春江町江留上錦207 江留上公園内                      施設名称: 深田調整池</p> <p>質問2-2                      雨水施設に設置する監視カメラについては、豪雨時等における雨水施設の排水状況および水位状況を把握することを主目的としており、特定のカメラ方式(固定カメラ又はパン・チルト・ズーム機能付きカメラ)を指定するものではありません。そのため、固定カメラ、パン・チルト・ズーム機能を有するカメラのいずれについても、本市の業務目的を達成できるものであれば提案可とし、設置環境や運用方法を踏まえた適切な方式については事業者の提案に委ねます。</p>
28	<p>情報公開システムへのデータ格納方法についてお尋ねします。</p> <p>質問3-1&gt;公開するための監視データの格納先はどちらになりますか。                      (1)坂井市様がサイト運営するサーバー内に格納先がある。                      或いは、                      (2)受注者が公開用サーバを構築して格納先を設ける必要がある。                      質問3-2&gt;雨水施設のカメラ映像の公開は、静止画/動画いずれでしょうか。</p>	<p>質問3-1                      情報公開システムにおける監視データの格納先については、現時点で坂井市が専用の格納領域を用意しているものではありません。そのため、本業務においては、受注者が構築する監視システム又は公開用サーバー等において必要なデータを管理し、市ホームページから参照・表示する方式を基本的に想定しています。</p> <p>具体的な構成(公開用サーバーの設置場所、クラウドの利用有無、連携方式等)については、情報セキュリティ、運用負荷、保守性等を考慮したうえで、業務目的を達成できる方法について事業者の提案に委ねるものとします。</p> <p>質問3-2                      雨水施設のカメラ映像の公開方法については、静止画・動画いずれかに限定するものではありません。市民が現在の雨水の流況や水位の状況を把握できることを目的としており、その目的を達成できるものであれば、静止画又は動画のいずれの方式による運用も可とします。</p>